

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B-	c	b	b	b

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国際貿易センター(ITC) 拠出金	
2 拠出先の名称	
国際貿易センター(ITC)	
3 拠出先の概要	
1964 年5月、開発途上国の輸出振興策への技術支援を行う目的で、「GATT 貿易センター」として発足。1995 年、世界貿易機関(WTO)の発足後に「国際貿易センター(International Trade Centre、ITC)」に名称変更。WTO 及び国連貿易開発会議(UNCTAD)の2国際機関の下に設立され、貿易のための援助(Aid for Trade: AfT)に特化した唯一の国際機関。本部はジュネーブ(スイス)。	
4 (1) 本件拠出の概要	
本件拠出金は、女性の経済的エンパワーメントのため 2015 年に立ち上げられた SheTrades Initiative のプロジェクトのひとつに対する拠出。開発途上国が政府及び民間の努力を通じ、適切な貿易促進策を企画・立案・実施することに対する技術援助を行うことを目的としている。本拠出金によるプロジェクトでは、女性起業家が貿易に参画するにあたり、ビジネス環境を含む制度的、社会的、能力的障壁に直面していることに鑑み、女性起業家の能力構築及び買い手や投資家が女性起業家とビジネスを行うための支援を行っている。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	2,746 千円
未公表。	
令和3年度当初予算額	6,658 千円
未公表。	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
経済局国際貿易課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅰ 分野別外交」、「施策Ⅱ—2 国際経済に関する取組」、「個別分野1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進」、「測定指標1—1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用」の下で設定されている中期目標「多角的貿易体制の維持・強化に向け、国際貿易ルールを

維持・強化する」を達成するための手段の一つと位置づけられている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表(https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 221～231 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
・本拠出金は、女性を中心とする貧困層の経済的能力構築に資するものである。開発途上国を含む各国が経済活動を活発に行い、国際貿易ルールの実効的運用を確保したり新たなルールのための交渉等に参画したりすることを促進する。多角的貿易体制の維持強化は特定の国や有志国のみで達成されるものではなく、各国の努力と活動が必要であることから、本拠出金は 1-1 (1) の外交政策上の目標に資する。また、ITC は貿易のための援助に特化した唯一の国際機関であり、この点その他の機関とは異なり、直接的に国際貿易ルールの維持強化という目標を達成できる機関である。なお、WTO も同目的に資する機関ではあるが、ITC に比べて分担金やマルチファンドへの拠出など日本の貢献が見えにくい点、また開発途上国や中小企業への直接的な支援に特化していない点、ITC への拠出は WTO に比べても異なる意義を持つものとなっている。 ・さらに、本拠出金は持続可能な開発目標(SDGs)におけるターゲット 8.a の達成目標とされている「貿易のための援助」及び同ターゲット 5.c「女性の能力強化」の案件である。このため、本拠出金によって、日本の重要外交課題の一つであり、総合的かつ効果的に推進している SDGs に関する施策の達成に寄与している。 ・2018 年度から新規にイママークした SheTrades Connect は、SheTrades Initiative の一環として実施されるプロジェクトで、途上国の起業家と国外の投資家及び輸入者との間のビジネス関係構築を包括的に支援することで途上国による貿易拡大及び経済発展に貢献できる。このプロジェクトは、途上国が電子商取引に参入するに当たっての技術的課題の克服に働きかけるものでもあり、日本が WTO 改革の柱の一つとして主導している WTO 電子商取引交渉に対する途上国の支持を確保することにも貢献している。また、途上国の女性能力強化支援を掲げる日本の ODA 政策とも高い親和性を有している。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
日本の拠出案件については、プロジェクトチームや ITC 内国別プログラム局長に対して、同局職員を通じて意見を伝え内容の改善や修正を行っている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等
ITC のゴンサレス前事務局長は、第3回(2016 年)、第4回(2017 年)及び第5回(2019 年)国際女性会議 WAW! に出席し、安倍総理大臣を始めとする政府要人と意見交換を行っている。また、直近では 2020 年にハミルトン現事務局長と在ジュネーブ国際機関日本政府代表部山崎大使が意見交換を行っている。その際、日本側からは日本の開発協力政策に即した支援が行われるよう日本側の意向を同事務局長に確実に伝達し、ITC の支援事業に反映させるよう努めている。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性
1-5 1-1 (1) 外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括
ITC は、2-2 のとおり金額に見合った計画以上の実績をあげている。経済的能力構築を通じて経済発展と貧困削減を達成しようとする「貿易のための援助」案件として、多角的貿易体制の維持強化にかかすことのできない案件である。また、1-1 (2) でも述べたとおり、その他の国際機関と比較しても、「貿易のための援助」に特化した唯一の国際機関として、女性起業家や中小企業に対する支援を行うなど、経済的エンパワメントを特に必要としており可能性のある層に効果的に働きかけている。国際貿易に関与する国や主体が増えていく中で ITC を通じた拠出はますます重要となっており、日本が外交政策目標とする途上国の貿易拡大及び経済発展に大きく寄与することで、多角的貿易体制の維持・強化につながっている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標	
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果	
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果	
・SheTrades Initiative においては、設立時の 2015 年に、2021 年までに 110 万人の女性起業家を国際市場に輩出することを目標としていたが、2019 年時点ですでに 150 万人の女性起業家を輩出しており、現在は 2021 年までに 300 万人という新たな目標に向けて日本拠出プロジェクトを含む多様なプロジェクトを実行している。 ・日本のプロジェクトである SheTrades Connect においては、マーケティングやブランディングを中心としたトレーニング及び見本市での商談支援、オンラインの SheTrades プラットフォーム活用支援等を通じた貿易機会拡大支援を行っている。目標としては、①買い手及び投資家が女性起業家とビジネスを行う可能性の拡大、②女性起業家の貿易や投資における競争力の拡大、③買い手及び投資家と女性企業家のマッチングをかねており、2019 年には実際に ITC の本拠出金により 7 人の女性企業家が投資家からの支援を受けられることとなった。また、具体的な活動としては、買い手・投資家向けのグループトレーニングを 1 件、女性起業家向けイベント(ウェビナー、メンターシップ制度等)を 2 件開催した。また、買い手及び投資家と女性企業家をつなぐイベントを 2 件行った。どれも当初の計画に則った回数や成果を上げており、特に女性起業家のキャパシティビルディングを図る女性起業家向けイベントは当初 30 人の参加を予定していたが、37 人が参加し予定以上の効果を発揮した。2020 年(公式な結果報告は未発表)には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、主に上記③の対面での見本市や大規模イベントが中止される等影響を受けた。しかし、目的達成のための手段の再検討を即時に行い、2019 年に計画以上の参加がみられた、市場に出るまでの能力構築(上記②)に力を入れることとし、例えばオンラインでの学習機会の拡大(危機管理などより広い課題についての講座を提供)を行っている。	
2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)	
ITC 事務局長を含む組織の職員と定期的に意見交換を行うことで、拠出先のプロジェクトの選定を含むプロジェクトへの要望等を伝え反映している。例えば、2021 年3月にはジュネーブ代表部大使と ITC パメラ・コーク＝ハミルトン事務局長との間で、日本の政策に応じた案件となるよう意見交換が行われた。	

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2020 年 10 月 (日本の 2018 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2021 年6月頃(日本の 2019 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
拠出先においては、日本の拠出入金(通常年度末(ITC の会計年度当初))に送金後から個別イイマーク・プロジェクトを開始し、プロジェクト完了後速やかに報告書が提出されることとなっている。これに基づき、2020 年 10 月、2018 年度拠出金による「SheTrades Connect」について決算報告書が提出され、残余金は発生していない。なお、2019 年	

度拠出金によるプロジェクト(引き続き「SheTrades Connect」)については、現在決算報告書の提出待ちで、昨年同様 10 月に提出される見込みである。なお、2017 年分拠出の報告書の確認に遅れが生じたが、報告書の内容に問題がないことは確認できた。今後は適切なタイミングでの報告書の受領及び内容の確認はじめ、拠出金管理をより強化していく。

同拠出金のみについての監査は行われていないが、機関全体の財務報告は国際公会計基準(IPSAS)に従って監査が実施され無限定適正意見を受けており、本基金についての特段の指摘は受けていない。

3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)

3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)

ITC の年次総会や信託基金協議委員会を含む定期・不定期の会合を通じて、日本を含む加盟国が ITC の活動をモニタリングしている。具体的には、各国がプロジェクトについて事務局から提出されるプロポーザル及び報告書、またアニュアルレポート(公開)や信託基金協議委員会報告書について確認を行っている。アニュアルレポート 2019 によると、2019 年にはリスク管理の強化が図られ、常時リスク管理を支援する IT インフラを立ち上げ、該当部署の人的資源強化が行われた。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

日本は、信託基金協議委員会でドナー国を代表して発言し、より効率的な案件選定、事業の実施、基金の運営改善に向けた提案を行っている。2020 年の信託基金協議委員会でも、目標に遅れをとっている支援項目分野に対する事務局長への質問を日本から行っている。また、ITC の事務局長を含む組織の職員と定期的に意見交換を行うことで、組織・行財政マネジメントの透明性の向上を図っている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☒ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
2	2	2	2	2	0	353
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
2	2	2	2	2	0	未公表

備考

(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減

0	0	0	0	0	0
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
0	0	0	0	0	0
備考					
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると思え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)					
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由					